令和８年度総合的ハラスメント防止対策周知啓発事業

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

兵庫労働局

改正労働施策総合推進法等説明会

定員96名

事前予約制

参加費無料

2026年10月1日より

カスタマーハラスメント、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます。

本説明会では、法改正のポイントと企業に求められる対応をわかりやすく解説します。

日　時

2026年 **9/1** (火) **14：00～（受付開始 13：30）**

※申込〆切：８月２４日（定員に達し次第〆切）

会　場

神戸市産業振興センター ９０１号室（神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 ）

プログラム

カスタマーハラスメント対策について
求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策について
パート・有期雇用労働法制度改正について、女性活躍推進法制度改正について

対　象

企業の人事・労務担当者・経営者様/管理職の方々

申込方法

「あかるい職場応援団」（厚生労働省が運営するポータルサイト）からお申し込みください。

●お申し込みのURL→https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/countermeasure/briefing_session/#hyogo

※定員の都合上、各企業１名でのご参加をお願いいたします。
※申込〆切：８月２４日（定員に達し次第〆切）とさせていただきます。

「あかるい職場応援団」HP

法改正の大きなポイント

カスタマーハラスメントって？

職場での「カスタマーハラスメント」とは、**①～③を全て満たす**ものをいいます。

①顧客等の言動であって、
②そこで働く労働者が従事する業務の性質・その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
③労働者の就業環境が害されるもの

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

カスタマーハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- **事業主の方針の明確化とその周知啓発**
- **相談体制の整備**
- **カスタマーハラスメント発生後の迅速・適切な対応　etc・・・**

求職者等に対するセクシュアルハラスメントって？

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により、求職者等による求職活動等が阻害されるものを言います。

- **求職者等：求人への応募者のほか、企業の採用に資する活動への参加者や、教育実習や看護実習などの実習を受けるものを含みます。**
- **求職活動等：企業の採用面接への参加、就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習・看護実習等の受講　etc・・・**

求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

- **事業主の方針の明確化とその周知啓発**
- **相談体制の整備**
- **求職者ハラスメント発生後の迅速・適切な対応　etc・・・**

説明会に関するお問い合わせはこちら

兵庫労働局 雇用環境・均等部 指導課
078-367-0820（受付時間　平日8:30～17:15）